⑸　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
①　競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
ア　提出期限　平成21年11月11日午後５時まで。
イ　提出場所　上記５の⑴に同じ。
ウ　提出方法　書面は持参することにより提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。
②　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成21年11月18日までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。
⑹　入札書の受領期限、場所及び提出方法
①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成21年11月16日の午前９時30分とする。
②　紙入札方式により持参する入札の受領期限は、平成21年11月16日午前９時30分とし、上記５の⑴に持参すること。
③　郵送による入札の受領期限は、平成21年11月13日午後４時とし、上記５の⑴あて郵送（書留郵便に限る。）すること。
④　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、入札書を入れた中封筒と一緒に当該通知書の写し及び当該委任状を表封筒に入れて郵送すること。
⑤　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
⑺　開札の日時及び場所　平成21年11月16日午前10時30分　東北農政局入札室
⑻　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成21年９月４日から平成21年９月30日（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後５時まで
②　提出場所　５の⑴に同じ。
③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。）すること。
６　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行仙台支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）
イ　金融機関の保証（取扱官庁　東北農政局）また、以下の場合には、入札保証金の納付を免除する。
ウ　入札保証保険契約の締結を行った場合
エ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４号に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行仙台支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）
イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北農政局）
また、以下の場合には、契約保証金の納付を免除する。
ア　公共工事履行保証証券による保証を付した場合
イ　履行保証保険契約の締結を行った場合
なお、落札者からの申出により、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債の全部又は一部に振り替えることができる。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　本契約に関し、請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
①　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
②　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
③　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
④　請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
⑸　本契約に関し、上記６の⑷の④に示す場合に該当し、かつ、次の①～③に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
①　上記６の⑷の②に示す確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。
②　上記６の⑷の④に示す刑に係る確定判決において、請負者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
③　請負者が発注者に入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
⑹　請負者が上記６の⑷及び⑸に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
⑺　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　契約書作成の要否　要
⑽　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、入札説明書参照）
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記５の⑵の②に同じ。
⒀　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記５の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。